



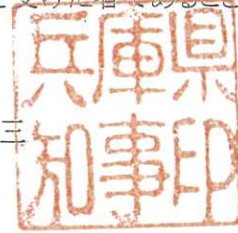
産業廃棄物処分業許可証

住 所 兵庫県神戸市西区福吉台二丁目8番地の13

氏 名 吉田実業株式会社
代表取締役 吉田 信彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 井戸 敏三



許可の年月日 平成26年1月28日

許可の有効年月日 平成31年1月27日

1. 事業の範囲

中間処理業

(1)中間処理(焼却)

取扱産業廃棄物の種類

- 紙くず
- 木くず

以上2種類

(2)中間処理(圧縮)

取扱産業廃棄物の種類

- 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)
- 紙くず
- 繊維くず
- 金属くず
- ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(ガラスウールに限る、石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上5種類

(3)中間処理(選別・破碎)

取扱産業廃棄物の種類

- 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)(破碎施設(3))
- 紙くず(破碎施設(2))
- 木くず(破碎施設(3))
- 繊維くず(破碎施設(2))
- ゴムくず(破碎施設(2))
- 金属くず(破碎処理については、破碎処理する産業廃棄物に混入される付属部品に限る。)(破碎施設(2))
- ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(破碎処理については、石膏ボード、ガラスウールに限る、石綿含有産業廃棄物を除く。)(破碎施設(2))
- がれき類(破碎処理については、ガラスウールに限る、石綿含有産業廃棄物を除く。)(破碎施設(3))

以上8種類

2. 事業の用に供するすべての施設

(裏面に記載の5施設)

3. 許可の条件

中間処理の場所は、許可証記載の場所に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成11年1月28日 新規許可
平成14年3月26日 変更許可(処理方法及び品目の追加)
平成16年1月28日 更新許可
平成21年1月28日 更新許可
平成26年1月28日 更新許可
平成26年11月10日 変更許可(処理方法及び品目の変更)
平成27年7月15日 変更許可(処理方法及び品目の変更)

複写無効

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無

[別紙]

(1)その他の焼却施設

設置場所 : 兵庫県加古川市上荘町見土呂字丸山854番40 外12筆
設置年月日 : 平成10年12月19日
処理能力 : 4.8 t/日 (8 時間稼動)
許可年月日 : 平成10年11月12日
許可番号 : 第 250002 号

(2)破砕施設

設置場所 : 兵庫県加古川市上荘町見土呂字丸山854番40 外12筆
設置年月日 : 平成14年3月26日
処理能力 : 43.4 t/日 (8 時間稼動)

(3)破砕施設

設置場所 : 兵庫県加古川市上荘町見土呂字丸山854番40 外12筆
設置年月日 : 平成14年3月26日
処理能力 : 4.32 t/日 (8 時間稼動)

(4)選別施設

設置場所 : 兵庫県加古川市上荘町見土呂字丸山854番40 外12筆
設置年月日 : 平成25年11月29日
処理能力 : 廃プラスチック類 80.04 t/日、紙くず 40.02 t/日、木くず 80.04 t/日、
繊維くず 48.02 t/日、ゴムくず 208.10 t/日、金属くず 452.23 t/日、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 400.20 t/日、
がれき類 592.30 t/日 (3 時間稼動)

(5)圧縮施設

設置場所 : 兵庫県加古川市上荘町見土呂字丸山854番40 外12筆
設置年月日 : 平成27年5月26日
処理能力 : 紙くず 234.4 t/日、繊維くず 280.8 t/日、金属くず 1768.0 t/日、
廃プラスチック類 416.0 t/日、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 128.0 t/日
(8 時間稼動)

以上 5 施設